

## 特集 振り込め詐欺にご注意を！

～すぐに振り込まない！一人で振り込まない！～



### <振り込め詐欺被害に遭わないための4原則>

- 1 自分のところにも必ず振り込め詐欺の電話がかかってくるという気持ちを持つ。
- 2 オレオレ詐欺は、事前に「電話番号を変えた。」という連絡がある。必ず、前の番号に電話して確認する。
- 3 家族の間で通用する合言葉（例えばペットの名前など）を決めておき、本当に家族かどうか確認する。
- 4 税務署、社会保険庁等の役所の職員が携帯を持ってATM機へ行くよう指示することは絶対にない。

### <振り込め詐欺の種類と対処法>

#### 1 役所等から還付金があるといって電話がかかってきたら（還付金詐欺）

役所・税務署・社会保険事務所等が還付金を支払う場合、職員が直接電話で連絡し、ATM機に行くよう依頼することや、操作するようお願いすることは絶対にありません。

電話の相手の役所（課・係）や、会社名、氏名、連絡先を聞き出したうえで、「こちらからかけ直す」と言って、一度電話を切りましょう。

切ったあと、自分で必ずNTTの番号案内等で連絡先を確認する（教えられた電話番号やディスプレイに表示された電話番号を信用せず、確実に自分で確認してください。）。

還付金名目の不審な電話があった場合は、その場で判断せずに市民総合相談課や最寄りの警察などに相談しましょう。

#### 2 ご家族がトラブルに巻き込まれた等と電話がかかってきたら（オレオレ詐欺）

まず、本人や家族、関係者と連絡を取り、事実を確認してください。

事実を確認できない限り、お金を振り込まない様にしましょう。

警察官が事件や事故当事者に示談を勧めるということはありません。

すぐに振り込まなければならない示談金というものはありません。

あらかじめ家族や肉親の間で合言葉を決めたり、自分たちにしか分からない話を出して本人かどうかを確認しましょう。

普段から息子さんやお孫さんの会社や部署・上司の名前を確認しておきましょう。

### 3 お金を借りる前に保証金を要求されたら（融資保証金詐欺）

いかなる名目であっても融資を前提に現金を振り込ませることはありません。  
取引のないところから送られてくる融資のダイレクトメール、ハガキ等に注意し、「低金利ですぐ融資」という甘い言葉に注意しましょう。  
融資前に登録料、保証料、保険料など振り込まず、最寄りの警察や市民総合相談課に相談しましょう。

### 4 身に覚えのない利用料金等を請求されたら（架空請求詐欺）

利用していないものは払う必要はありません。  
相手先の電話やFAX、メールに問い合わせるのはやめましょう。また、自分の電話番号やメールアドレスを相手に知らせないようにしましょう。  
裁判所から支払督促などはハガキで通知することはありません。  
裁判所の少額訴訟の通知をはじめ、公的機関からの支払督促がきた場合、まず、本物かどうかを確かめましょう。自分で差出先の公的機関を調べ、電話で問合せるか、最寄りの警察署や市民総合相談課に相談しましょう。

## 2 相談の概要

平成20年4月から平成20年6月までの相談件数は2,106件で、前年同時期(1,884件)と比べ大幅に増加！

多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)<sup>さいむゼロ</sup>設置、特別相談の実施により、フリーローン・サラ金の相談が引き続き増加傾向

不当請求・架空請求は339件と前年同時期(477件)に比べ減少しているが、振り込め詐欺の被害も多く、依然として注意が必要！

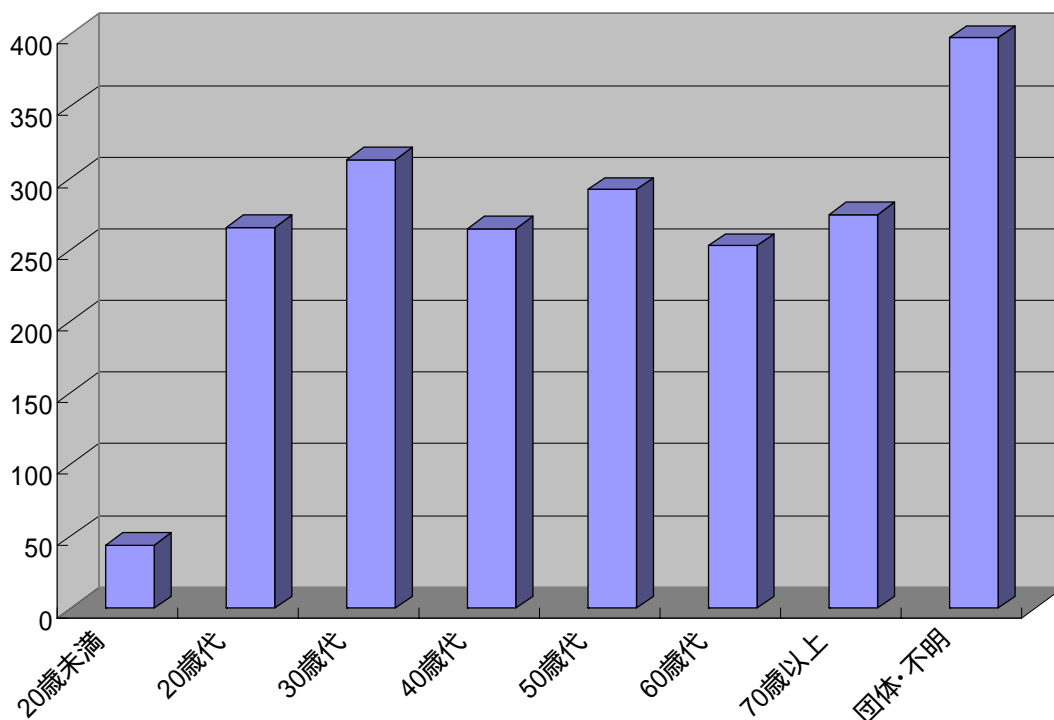
相談ワースト10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
フリーローン・サラ金	356	16.90%	多重債務など
不当請求・架空請求	339	16.10%	はがきによる架空請求、アダルト情報サービス
賃貸住宅	158	7.50%	敷金返還トラブル
理美容	64	3.04%	エステサービス
書籍・印刷物	56	2.66%	同窓会名簿、紳士録電
文具・事務用品	49	2.33%	電話機類、パソコン機器類
家屋修繕工事	48	2.28%	屋根、床下工事、設備工事
食器・台所用品	47	2.23%	浄水器など
教室・講座	40	1.90%	英会話教室など
電報・電話	34	1.61%	通話料、パケット通信料
その他	915	43.45%	
合計	2,106	100.00%	

## 年齢構成

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	44	266	313	265	292	253	275	398	2,106
構成比	2.09%	12.63%	14.86%	12.58%	13.87%	12.01%	13.06%	18.90%	100.00%



消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 256-0800 (消費生活相談専用)

256-3160 (多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーパネックス御池ビル西館4F市民生活センター

[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)  
を御覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

257-9002

午前10時～午後4時

京都市では、京都市消費生活条例に基づき、消費生活行政に関する重要な事項を調査、審議するため、京都市消費生活審議会を設置しています。

今年12月に同審議会委員の改選時期を迎えるに当たり、市民の立場からの意見・提言を審議会の場で述べていただき、政策形成に反映させていくため、以下のとおり市民委員（2名）を募集しますので、お知らせします。

- 1 任期 平成20年12月1日から平成22年11月30日までの2年間
- 2 応募資格 消費者問題に関心のある方で、平成20年12月1日委嘱予定日現在、次の条件を全て満たす方に限ります。  
市内に住所を有すること。（住民登録又は外国人登録をしている方。国籍は問いませんが、日本語の理解できる方に限ります。）  
満20歳以上であること。  
過去に京都市消費生活審議会委員を経験されたことがないこと。  
本市の他の審議会等に2つ以上、公募委員として参画していないこと。  
国又は地方公共団体から、報酬又は給与の支給を受けていないこと。（国又は地方公共団体の議員、公務員の方は応募できません。臨時的な謝礼の類はこれに含みません。）  
平日の日中に開催される審議会及び部会に出席できること。
- 3 応募期間 平成20年10月1日（水）から平成20年10月31日（金）まで（当日必着）
- 4 応募方法 「京都市消費生活審議会公募委員応募用紙」と1,000字程度の「意見書」を作成のうえ、持参（午前8時45分から午後5時30分まで、土・日・祝日を除く）・郵送（締切日必着）・FAX（締切日当日の送信記録有効）・ホームページ（締切日当日の送信記録有効）のいずれかの方法で提出してください。なお、応募書類は返却しませんので、ご了承お願いいたします。
- 5 応募用紙の配布 市民総合相談課、市役所案内所、各区役所・支所等で、9月24日（水）から配布します。（市民総合相談課ホームページでも、同日からダウンロードできます。）
- 6 選考 意見書をもとに総合評価を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。
- 7 委員の職務 年2回から4回程度開催する審議会（全体会議及び所属する部会）に出席していただき、消費生活に関わる様々な議題に対し、市民の立場から意見を述べていただきます。
- 8 報酬 会議の出席者には、定められた報酬をその都度お支払いします。
- 9 問合せ・応募先 京都市文化市民局 市民総合相談課 審議会委員市民公募担当  
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角  
アーバネックス御池ビル西館4階（市民生活センター）  
電話：075-256-1110  
FAX：075-256-0801  
ホームページアドレス；[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)

